



島根県報

平成24年11月27日（火）

第2,448号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定の解除

（森 林 整 備 課） 2

告 示

島根県告示第647号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里ロ461-11、ロ461-13、ロ461-14、ロ462-6からロ462-11まで、ロ463-6からロ463-8まで、ロ466-6、ロ466-7

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

林道用地とするため